

産業廃棄物処分業許可申請書

令和4年10月26日

(宛先)  
大津市長

上記書類の原本を受領したことを証する  
令和4年10月26日  
大津市産業廃棄物対策課

申請者 (〒 601 - 8135 )  
住 所 京都府京都市南区上鳥羽石橋町235番地  
株式会社ジェネス  
代表取締役 松下正仁  
氏 名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 075-682-3400

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲 (処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)</p>	<p>中間処理 (破碎) : 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物 (石綿含有廃棄物を含まない、水銀使用製品産業廃棄物を含まない、水銀含有ばいじん等を含まない。) 以上 1 項目</p> <p>最終処分 (安定型埋立) : 廃プラスチック類・ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築改築又は除去に伴って生じた物を除く。) 及び陶磁器くず・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物 (石綿含有廃棄物を含む、水銀使用製品産業廃棄物を含まない、水銀含有ばいじん等を含まない。) 以上 3 項目</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 京都府京都市南区上鳥羽石橋町235番 電話番号 075-682-3400</p> <p>事業場 滋賀県大津市栗原字半道89番 他 電話番号 077-594-1248</p>
<p>事業の用に供するすべての施設 (施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号 (産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)</p>	<p>別紙の通り</p>
<p>保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等含まれる場合は、その旨を含む。)、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>(破碎) 滋賀県大津市栗原字半道131番、132番、133番、134番 面積 450m<sup>2</sup>×2ヶ所=900m<sup>2</sup> 種類 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物 保管上限 791.666m<sup>3</sup>×2ヶ所=1,583.332m<sup>3</sup> 高さ 5m</p>
<p>業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要</p>	<p>別紙の通り</p>
<p>※ 事務処理欄</p>	